平成２６年（フ）第７９５号
福岡市東区千早１丁目９番３―509号
債務者　吉田恵理子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８００号
福岡市南区屋形原３丁目23番１号
債務者　小田　雄司
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０２号
福岡市南区弥永２丁目８番23―101号
債務者　甲斐かず代（旧姓黒木・金澤）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２号
鹿児島県垂水市牛根境1258番地１
債務者　中村　絢子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
仙台市若林区中倉１丁目27番19号　益加第３アパート201
債務者　永澤　正順
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
茨城県笠間市平町1646番地10　パスティナーカＫ―Ⅱ202
債務者　田中　英夫
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７３号
広島市南区東雲１丁目14番18―103号
債務者　澤田　愛美
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９７号
広島県廿日市市阿品台東３番11―405号
債務者　友安　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８７号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１―12―21、住民票上の住所福岡県宗像市青葉台１丁目68番地２
債務者　櫛間　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６号
佐賀市兵庫南３丁目７番441号
債務者　栗山加奈子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
佐賀市川副町大字福富９番地１　渋谷コーポ109
債務者　原　佳那子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目60番13号
債務者　大野　亘春
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市照国町17番27号マルナミビル303号
債務者　宮本世志弓
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市山下町２番12―503号
債務者　桐野多津子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目20番16号波之平コーポ20号
債務者　西　奈々枝
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６号
沖縄県石垣市字石垣524番地28　Ｙ’Ｓハウス402、住民票上の住所沖縄県石垣市字新川2313番地６　鈴木アパート１Ｆ西
債務者　金城　玉枝
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第９４号
佐賀県小城市三日月町大字織島2657番地１、住民票上の住所佐賀市東与賀町大字飯盛2327番地１
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係